

## 第二期十和田市浄化槽整備事業 最優秀事業者の決定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 11 条第 1 項の規定により、第二期十和田市浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）の事業者選定に係る審査講評を、次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 4 日

十和田市長 小山田 久

### 1 事業名

第二期十和田市浄化槽整備事業

### 2 事業期間

令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 14 年 3 月 31 日 まで

### 3 事業方式

BTO（Build - Transfer - Operate）方式

※ 事業者が建設し、完成後、市に所有権を移転し、事業者が維持管理を行う方式

### 4 選定された事業者

選定事業者	ティ・エム・イー 株式会社
代表企業	県南環境保全センター 株式会社
構成会社	県南清掃 株式会社
構成会社	中沢水道設備工業 株式会社
構成会社	株式会社 竹達建設
構成会社	有限会社 十和田浄化槽センター

### 5 事業者選定の審査方法

令和 3 年 12 月 15 日付で公表した第二期十和田市浄化槽整備事業 事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、参加資格審査及び提案内容審査を行い、最優秀事業者の選定を行った。

### 6 参加資格審査

募集要項に基づき、令和 3 年 12 月 16 日から令和 4 年 1 月 21 日までの間に事業者の募集を行った結果、1 社からの参加申込みがあった。

参加申込みについて、募集要項により参加資格審査を行った結果、参加資格を有すると認め、令和 4 年 1 月 28 日に公表した。

## 7 提案内容審査

### (1) 事業者選定委員会の設置

PFI 法第 11 条第 1 項における客観的な評価を行うため、令和 3 年 12 月 20 日に制定した第二期十和田市浄化槽整備事業事業者選定委員会設置要綱に基づき、令和 4 年 1 月 20 日に選定委員会を設置した。

選定委員会の開催日程及び内容については、下記のとおり。

	開催月日	開催内容
第 1 回	令和 4 年 1 月 20 日	・ 委員長、副委員長の選任 ・ 事業概要およびスケジュールについて 他
第 2 回	令和 4 年 3 月 3 日	・ 事業者提案内容の審査及び選定について 他

### (2) 提案内容の審査

#### ア. 価格提案についての審査結果【定量的評価】

分類	審査 及び 評価
設置工事費	上限額以内であり、基準を満たしている。
維持管理費	上限額以内であり、基準を満たしている。

#### イ. 内容提案についての審査結果【定性的評価】

分類	審査 及び 評価
第 1 章 市費用の低減化	区域分け等による建設・維持管理コストの低減を図っており、修繕対応についても記載があるため、高く評価できる。
第 2 章 事業の推進	広報活動について、実施方法や広報内容が明記されており、事業推進への取組みが評価できる。 また、構成会社の役割分担や有資格者の配置状況についても記載されており、実施体制についても評価できる。
第 3 章 建設工事	浄化槽の業務フロー、工事スケジュール及び浄化槽規格などについて明確にされており、一定の評価ができる。
第 4 章 維持管理	維持管理体制が構築されており、専門的かつ多様な提案をしているため、高く評価できる。
第 5 章 財務基盤、 及び事業信頼性	資金調達及び返済計画に妥当性があり、適切な収支計画が提案されている。 また、第一期事業においての実績もあることから信頼性もあり、高く評価できる。
第 6 章 その他の事項	住民負担の軽減、汚泥などの再資源化への提案、SDGs への取組みがされており高く評価できる。

### (3) 審査結果の報告

選定委員会は当事業者が遂行能力に信頼性があることから最優秀事業者と決定し、十和田市は令和 4 年 3 月 4 日に審査結果の報告書を受理した。